

令和8年7月北名古屋市教育委員会会議議事録

招集年月日	令和8年7月8日（水）
招 集 場 所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開 会	令和8年7月15日（水） 午前10時
応 招 委 員 （出席委員）	教育長 松村 光洋 委員（教育長職務代理者） 平松 貴美子 委員 岡島 秀隆 委員 山田 聡子 委員 田中 幸湖 委員 諸星 明彦
不応招委員 （欠席委員）	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 安井 政義、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人、 生涯学習課長 祖父江 由美、図書館長 川口 照恵、歴史民俗資料館長 伊藤 明良、 スポーツ課長 水野 正景、学校教育課指導監 加藤 雅司、 学校教育課課長補佐 菅原 和洋、学校教育課教育指導員 尾崎 洋志
提 出 議 案	議案第16号 令和9年度使用小・中学校教科用図書の採択について 議案第17号 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について 議案第18号 北名古屋市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について 議案第19号 北名古屋市社会教育委員の委嘱について 議案第20号 北名古屋市図書館協議会委員の任命について 議案第21号 北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱について
閉 会	令和8年7月15日（水） 午前11時18分
議 事 日 程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

＜ 午前 10 時 開会 ＞

教育長（松村光洋）

ただいまの出席数は 6 名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、令和 8 年 7 月北名古屋市教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和 8 年 6 月 10 日の会議の議事録を、承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

日程第 2、議事に移ります。

議案第 16 号令和 9 年度使用小・中学校教科用図書の採択についてを議題とします。事務局説明してください。

教育部参事（池田英則）

議案第 16 号令和 9 年度使用小・中学校教科用図書の採択についてご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号に基づき、別紙のとおり採択するものとする。令和 8 年 7 月 15 日提出。提案理由、この案を提出するのは、小・中学校において使用する教科書について、適正かつ公正な採択を確保するため必要があるからでございます。始めに、教科用図書の採択に係る全体の概要を説明します。資料 1 の愛知県令和 9 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として、1 に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。また、3 から 6 までに示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。次に、採択にあたって準拠すべき事項として、1・2 に示されたように、令和 9 年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和 8 年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第 14 条において「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、

政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とあり、また、同施行令第15条において「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」とあるためです。3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。以上のことを踏まえ、資料2をご覧ください。令和9年度使用教科用図書について、上段が小学校、下段が中学校となります。小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

教科書採択は、毎年行いますが、基本的には4年に1回行います。正式な教科書採択は、令和9年度に行う予定ですが、学習指導要領が固まっておりません。2030年度（令和12年度）に学習指導要領が改訂しますが、今回に限っては小学校の教科書採択は令和11年度に行います。今まで4年とありましたが、今回は6年となります。来年もこのような形で継続して使っていくこととなります。小学校は2030年度から、中学校は2031年度から新しい学習指導要領に則り授業を展開していくこととなり、1年前に教科書採択を行いますので、次回は2029年度です。先程池田参事が4年と言いましたが、6年となり、来年も正式な教科書採択はありませんので、お含みおきください。

お諮りします。議案第16号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第16号令和9年度使用小・中学校教科用図書の採択については承認されました。

次に、議案第17号愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認についてを議題とします。事務局説明してください。

教育部参事（池田英則）

議案第17号愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について、ご説明申し上げます。愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る

意向確認について、教科用図書採択地区の見直しを希望しないとする。令和8年7月15日提出。提案理由、この案を提出するのは、愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について、本市の意向を回答する必要があるからでございます。資料1の1ページをご覧ください。令和8年6月15日付けで、愛知県教育委員会から愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認についての依頼がありました。資料2をご覧ください。愛知県では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項の規定に基づき、教科用図書の採択地区として表の8地区を設定し、教科用図書の採択事務を行っております。北名古屋市は、尾張東部地区の自治体と共同で教科書の読み込みや資料作りをした上で、採択は個別に行っております。表の下、中段以降となりますが、本市は採択地区の見直しを希望しないという立場です。理由は、これまで共同採択による不都合は生じていないこと、一定期間で膨大な調査研究及び多面的な見方をするための人材確保が困難となり、調査研究事務に支障が生じること、尾張東部地区9市2町で自然・経済・文化的な地域環境の変化は見られないこと、これまでの地区を細分化すると異なる教科書を使用することにより児童生徒の転入に伴う無償教科用図書事務の煩雑化など、学校運営等に支障が生じる恐れがあることなどが挙げられます。以上の理由により採択地区の見直しを希望しないこととさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

愛知県は八つの採択地区に分かれており、北名古屋市は尾張東部地区で共同採択することが原則となっております。全市町村一致が原則となります。

お諮りします。議案第17号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第17号愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認については承認されました。

次に、議案第18号いじめ問題専門委員会臨時委員の任命についてを議題とします。事務局説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

議案第18号いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について、ご説明申し上げます。次の者を北名古屋市いじめ問題専門委員会臨時委員に任命する。令和8年7月15日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第13号第2項の規定により、北名古屋市いじめ問題専門委員会臨時委員を任命するため必要があるからでございます。現在、いじめ問題専門委員会において審議・調査を行う案件が複雑であることに加え、新たな事案が発生し、関係者への聴き取りや調書の作成に追加委員が必要であるため、臨時に任命するものです。委員に任命しますのは、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、名古屋市西区浮野小学校コミュニティスクールの構成員である齊藤道代さんです。任期は、本日より当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第18号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第18号北名古屋市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命については承認されました。

次に、議案第19号北名古屋市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局説明してください。

生涯学習課長（祖父江由美）

議案第19号北名古屋市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。次の者を北名古屋市社会教育委員に委嘱する。令和8年7月15日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、社会教育委員を委嘱するため必要があるからでございます。任期満了を迎え、10名の方を委嘱いたします。任期は、令和8年8月1日から令和10年7月31日までとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第19号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第19号北名古屋市社会教育委員の委嘱については承認されました。

次に、議案第20号北名古屋市図書館協議会委員の任命についてを議題とします。事務局説明してください。

図書館長（川口照恵）

議案第20号北名古屋市図書館協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。次の者を北名古屋市図書館協議会委員に任命する。令和8年7月15日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定により、図書館協議会委員を任命するため必要があるからでございます。任期満了を迎え、8名の方を任命いたします。任期は、令和8年9月1日から令和10年8月31日までとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第20号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第20号北名古屋市図書館協議会委員の任命については承認されました。

次に、議案第21号北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局説明してください。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

議案第21号北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。次の者を北名古屋市文化財保護審議会委員に委嘱する。令和8年7月15日提出。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市文化財保護条例第16条の規定により、文化財保護審議会委員を委嘱するため必要があるからでございます。任期満了を迎え、7名の方を委嘱いたします。任期は、令和8年8月1日から令和10年7月31日までとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

文化財保護審議会委員の役割と、どういった場合に委員会を開催するのか補足説明をお願いします。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

文化財保護審議会委員は、指定文化財等の指定や指定解除に係るような北名古屋市の文化財保護行政において重要な案件を審議していただくための組織です。北名古屋市では、文化財指定の案件や重要な報告等を審議していただくことがある場合に審議会を開いております。直近ですと、令和5年の春に文化財の指定解除について審議していただいております。定期的に集まって議題を諮っているわけではなく、重要な案件がある場合に集まっていただき審議していただいております。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

任期は何年でしょうか。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

任期は、2年になります。

委員（岡島秀隆）

社会教育委員、図書館協議会委員の任期を教えてください。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

社会教育委員、図書館協議会委員の任期も、2年になります。

教育長（松村光洋）

社会教育委員、図書館協議会委員、文化財保護審議会委員も任期は2年でこのメンバーをご承認いただきたいということで議題に挙げさせていただきました。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

指定文化財の解除は突然出てくる可能性もありますので、委員の方を任命し、すぐに審議会を開けるようにお願いしております。

教育長（松村光洋）

指定解除は、今後増えてきますか。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

課題としては、民俗文化財や保存会の活動ができていない状況があります。樹木関連で樹勢減退など何件か聞いておりますので、今後解除の案件が出てくる可能性は大きいと思っております。

教育長（松村光洋）

無形文化財については、担い手がなくなると難しいですね。去年は、文化財保護審議会は開いていますか。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

昨年度は、開いておりません。

教育長（松村光洋）

その他よろしいでしょうか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りします。議案第21号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第21号北名古屋市文化財保護審議会委員の委嘱については承認されました。以上で議事を終了します。

教育長（松村光洋）

日程第2、報告に移ります。

(1)教育長報告について、会議・行事等報告ですが、別紙をご覧ください。
6月18日に学校訪問があり、師勝西小学校へ諸星委員に参加いただきました。6月22日の学校訪問は鴨田小学校へ田中委員に参加いただきました。6月25日の現職研修では五条小学校へ岡島委員に参加いただきました。6月29日に白木中学校で学校訪問があり、諸星委員に参加いただきました。1学期の学校訪問が7回終わりました。7月2日にいじめ問題専門委員会の第3回が行われました。重大事態について対応をしておりますので、改めてご報告させていただきます。7月3日に西春駅周辺で式秀部屋の協力による非行防止啓発活動を行いました。この活動は14年間続いており、鴨田小学校の観昌寺が名古屋場所の宿舎となっております。7月6日に1回目の外部評価委員会があり、田中委員に参加いただきました。ありがとうございます。学校教育課、生涯学習課、スポーツ課の52事業の中で19事業を抽出し、土井先生と東野先生に評価いただくとともにご指導いただいております。7月17日に第2回の外部評価委員会にて報告書を精査し、8月の教育委員会会議へ議案として提出し、承認を得た後に、議会に提出して9月に公表します。7月10日に天神中学校で20周年事業の平和の語り事業を行いました。20周年事業では、小学校は人形劇を行いました。中学校は一宮市の絵本作家の亀山永子氏が「きせきのやしのみ」という絵本の読み聞かせを行っております。7月1日の白木中学校から16日の熊野中学校までの全6校において実施します。本日午後から学校施設開放運営委員会があり、夏季休業中の7月21日から8月7日まで、8月17日から8月31日まで合計25日間の午前8時45分から10時まで、小学校の校庭を開放していく事業を実施していきます。学校だけではなく、地域の方にも校庭を開放していきますので、委員の皆さまにご理解いただきまして開放事業もご参加いただければと思います。雑駁ではございますが、教育長報告とさせていただきます。ただいまの報告について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

次に、(2)所管事項報告に移ります。令和８年度北名古屋市議会第２回定例会について、事務局説明してください。

教育部長（安井政義）

議会の関係を資料により説明させていただきます。令和８年北名古屋市議会第２回定例会が６月１日から６月２４日までの２４日間、開催されました。教育部の議案として１件、スポーツ課の所管となりますが北名古屋市西之保犬井の運動広場を廃止する条例案を提出し可決いただきました。補正予算の関係で２件提出し、学校教育課から愛知県キャリアスクールプロジェクトの委託事業で小学校１校分７万円について歳入・歳出の補正予算を提出しました。こちらは栗島小学校で実施していくものです。もう１件、図書館１階のトイレをユニバーサルデザインに改修する約２,８００万円の補正予算を可決いただきました。２ページをご覧ください。市長の所信表明と施政方針に対して、会派の代表質問で市政クラブから①小学校体育館への空調設備設置のロードマップについて、②少子化を見据えた学校区の再配置に係るロードマップについて、③教育環境と教育の質の確保として授業のオンライン化やオンデマンド教材の充実を図る見解について質問がありました。答弁については、体育館への空調機整備については、財源を国の交付金や有利な地方債を活用するか検討している。学校区の再配置については、初期の段階から市民と必要性の理解と対応を重ねていきたい。ＩＣＴ活用については有効と考えているとの答弁がされました。共創北名古屋から①学校再配置や学校区の見直しについて、どの要素を主な判断基準として検討を進めていくのか、②検討の初期段階から、市民、保護者、学校関係者と課題を共有しながら進めていく考えがあるかの２点質問があり、市政クラブへの答弁と同じ趣旨の答弁がされました。３ページをご覧ください。日本共産党の渡邊麻衣子議員から、学校統廃合における基本的観点について学校の再配置と学校区編成についてどのような観点で課題の検討を行う考えかを問う質問に対して、議論が巻き起こるが先送りにしていくことはできないと答弁をされました。無会派の太田賢宏議員から教育環境の充実という題目で①小学校体育館の空調機導入は、いつ頃される予定か、②小学校の教室に設置されたエアコンが１０年以上経過しており経年劣化により効きが悪いところがあるようだが全ての学校の調査及び改善を進めていくか、③遠足等の養護教諭が引率される際は学校内で養護教諭が不在となってしまうため、２名体制が理想であるが、どのように考えているかという３点質問がありました。教育部次長が、体育館の空調機については市長と同じ趣旨の答弁をしました。エアコンの不調については、原因が違うため状況によって対応していること、養護教諭については、国の配置基準が変更されないと変えられないが養護教諭の大変さは認識しているので、機会を捉えて国や愛知県に要望していくと答弁をしました。説明は以上です。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

次に、教育長報告で説明しましたがより詳細に夏季休業期間における小学校の校庭開放について、事務局説明してください。

スポーツ課長（水野正景）

スポーツ課より夏季休業期間における小学校の校庭開放について、ご説明いたします。資料の1ページ目をご覧ください。こちらは、本年4月から実証事業として実施しております「放課後における小学校の校庭開放事業」の、2か月が経過した時点での学校に対するアンケート調査結果です。大人の見守りを配置しない方法で実施ということで、学校へかかる負担を特に懸念しておりましたが、現時点では大きな怪我やトラブルもなく進めることができます。開放の時間は、各学校によって異なりますが、1日当たり概ね10人から20人の児童が、児童遊園などでは禁止されている野球やサッカーなどの球技や、広いグラウンドを活用しての鬼ごっこなどを楽しんでいます。なお、一度自宅へ帰宅してからとなるため移動手段のほとんどが自転車となっています。2ページをご覧くださいますと、今回の実証事業は、公園へ遊びに行くのと同じ環境ということで、保健室やトイレなどの学校内の施設を使用禁止としました。そのため、怪我への配慮などが心配されましたが、今のところ大きな怪我もなく、利用者同士のトラブルについても2回程度と、それほど学校の負担にはなっていないという現状です。その他⑧⑨では、自由意見として様々なご意見をいただいておりますが、2学期以降の本格実施へ向けた検討材料にしたいと考えております。これを経て、3ページ目以降の資料をご覧くださいますと、今度は子どもたちにとって楽しみな夏休みにおいても、校庭開放を実施し、子どもたちの安全・安心な遊び場として提供しようというものです。3・4ページが保護者へのご案内、5ページが児童に向けた案内チラシで教室に掲示してあるものになります。7月・8月ということで、熱中症のリスクも高いことから、学校において毎朝、暑さ指数を測定し、危険レベルに達した場合は学校のホームページで「校庭開放中止」を告知する対策を講じながら、比較的、気温の低い午前8時45分から10時までの間で実施することをご報告させていただきます。説明については以上となります。

教育長（松村光洋）

小学校の校長先生も開放に前向きな返答もいただいております。確認です

が、子どもが怪我した時は保健室で手当てできますか。

スポーツ課長（水野正景）

擦り傷等であれば処置せず、捻挫等の大きな怪我であれば救急対応等、臨機応変に対応をします。

教育長（松村光洋）

負担のない程度にフォローをして、見守りはやっていければと思います。
その他ご質問等よろしいでしょうか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

その他に移ります。セパタクローの公式練習の見学会について、事務局説明してください。

スポーツ課長（水野正景）

スポーツ課より、本日、追加でお配りさせていただいた資料について説明させていただきます。こちらは、アジア競技大会の大会種目であるセパタクローの公式練習の見学会のご案内となります。日時は、9月17日木曜日の午前10時から、または午後1時からで、場所は健康ドームです。大会へ出場される各国の選手の皆さんの公式練習となりますので、お時間がございましたら、ぜひご観覧ください。なお、希望される場合は、お手数ですが私までご連絡をお願いします。また、6月の教育委員会でもお伝えしましたが、8月7日金曜日には、アジアフレンドシップ事業として、26名の小中学生が、セパタクローの体験教室に参加します。こちらもお時間がございましたら、ぜひご見学いただけたらと思います。説明は以上となります。

教育長（松村光洋）

委員の皆さま見学の予定はいかがでしょうか。

（委員挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、平松委員、田中委員の3名の委員が、見学予定です。
次に、連絡事項について、事務局説明してください。

学校教育課課長補佐（菅原和洋）

○次回の教育委員会会議について

教育長（松村光洋）

その他全体を通して、質問等よろしいでしょうか。

（平松委員、挙手）

教育長（松村光洋）

平松委員、お願いします。

委員（平松貴美子）

3点お願いします。

- 12月25日から運用される日本版DBSにおける本市の研修について
- 増加する外国籍児童生徒に対する、本市の日本語ケアの対応について
- 博物館等の保管庫の問題について

教育長（松村光洋）

日本版DBSにおける本市の研修について、事務局説明してください。

教育部参事（池田英則）

尾張教育事務所を通じ、教育委員会または学校へ12月25日より前までに必ず全教職員に対して指導するように通達が届いており、学校へは全教職員に対して研修をするように依頼しております。研修内容についても県からいくつか案がでており、各学校の実情に応じて研修がされます。

教育長（松村光洋）

増加する外国籍児童生徒に対する本市の日本語ケアの対応について、事務局説明してください。

教育部参事（池田英則）

日本語の指導を必要とする児童生徒に対する日本語ケアの状況としては、日本語指導の教員を現在愛知県より一人配置されています。巡回して学校の要望に応じています。目安として、日本語指導を必要とする児童生徒が20人いると一人配置されます。増やしたいと考えていますが、昨年学校へ調査したところ、20人を越えませんでした。外国籍のルーツを持っている方はいますが、学校から日本語指導の増員要望は昨年の段階では出ていません。

委員（平松貴美子）

学校が必要としていないとする判断基準は、何かという部分だと思います。本当は必要だが必要ではないと判断されている児童生徒がいるのではないかとこの点が心配です。日本語についていけないと中学校を卒業した後で困る

という前回の教育委員会の議題の話に繋がると思います。

(山田委員、挙手)

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

委員（山田聡子）

北名古屋市は他市町から比べたら外国籍の児童生徒は少ないと思いますが、通訳をしていたときに痛感していたのは、両親は出稼ぎで日本に来ているので家庭に親が不在で学校で日本語も学べないのでついていけない。親や社会からの目が届かないので、軽犯罪から犯罪に移行していくということを見してきました。多言語に翻訳が簡単にできるので、学校のお知らせを保護者へ周知したらどうかと学校へ提案をしました。保護者が学校について理解していないことがあるので、それも大きな問題かと思います。国際交流協会の日本語ボランティアを活用してもよいのではないかと思います。

(田中委員、挙手)

教育長（松村光洋）

田中委員、お願いします。

委員（田中幸湖）

保護者の方の中には、学校の先生が通常授業の勉強を教えていると思い、それなら自分の子も勉強を授業後に教えてほしいと思われる方もいますので、国際交流協会から日本語の指導をボランティアとして来られているということをもっと周知する必要があるのではないかと思います。

教育長（松村光洋）

小牧や岩倉は外国籍の児童生徒は多いです。特に三河のある市では、児童生徒数の半分以上が外国籍の学校もあります。外国籍の多い市町へは県も手厚いです。県からの加配で10校中5校巡回していますが、市単独で日本語教育を行っていくとゆがみが出て難しいところがあります。日本語の指導を十分にできないと特別支援級に入級となって破綻していきますので、避けていかなければなりません。学校では、担任の先生を中心に対応をしていくか、ボランティアに依頼するののかという点も検討はしていきたいと思います。

委員（平松貴美子）

20という数が、本当に20人なのだろうかという感覚ですが、どうでしょうか。

教育部参事（池田英則）

他にもいるのではないかという感覚でいます。毎年各学校へ日本語指導の人数について調べています。

教育長（松村光洋）

博物館等の保管庫の問題について、事務局説明してください。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

博物館関係では収蔵庫問題が大きな問題となっています。北名古屋市の収蔵庫は何年も前からいっぱいですが、現状では、収蔵庫内を整理してスペースを生み出すことで今収まっているところです。受け入れ前の段階として、収蔵基準を以前より厳しくしながら収集しています。今のところ、収蔵した資料については、廃棄は行っていないのが現状となります。今年の3月に「博物館の設置運営上の望ましい基準」が改正され、その中に初めて資料の廃棄についての項目ができました。博物館においても実際に実践しているところもあります。周りの動向を見ながらスペースとコレクションをどうしていくかを考えていく必要があると思います。収集しているコレクションについて、活用を図りその価値を見ていただくことで、保存保管していく意義や目的を示しながら責任をもって未来へ残していきたいと思います。

委員（平松貴美子）

判断基準というのは、ホームページに掲載して公表することはできますか。

歴史民俗資料館長（伊藤明良）

判断基準を明確にしないことで、通常の博物館からはこぼれてしまうような細かな資料が集まっています。基準を言葉で示してしまうと博物館側では意識していないけれど重要な物を見落としてしまう可能性も十分あると思いますので、明確な基準を示すことはしておりません。

委員（平松貴美子）

非表示されている意図が分かりました。ありがとうございます。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

図書館は貴重図書の管理スペースの確保についてもお苦勞があると思いま

すが、収蔵スペースの確保に関連して一般図書の副本の取扱いはどのようなになっているのでしょうか。

図書館長（川口照恵）

北名古屋市では、収納スペースに限りがあるため、原則として図書は1冊のみの所蔵としております。ただし、予約の多いベストセラー本については、予約が20件あるともう1冊購入し、予約が落ち着いたところで除籍するなどの対応をしています。課題図書は、毎年予約が多いため5冊ずつ用意しますが、時期が過ぎると児童館へ寄贈するなど有効活用しています。愛知県の公立図書館が連携する「あいちラストワン・プロジェクト」に参画しており、愛知県図書館から指定された本については除籍せず、県内の図書館で協力して本を保存していく取組に協力しています。

委員（岡島秀隆）

本を管理するのはとても大変です。本が足りない図書館もあるので、不足している図書館へ循環するシステムがあればと思います。

図書館長（川口照恵）

西図書館を閉館した際に、図書館に1冊残して他の本は「ぶらぶら文庫」として児童館や協力施設に配置することで、本を廃棄せず、市民の皆さんがいつでも自由に手に取れるようにしました。

委員（岡島秀隆）

工夫をされているんですね。

図書館長（川口照恵）

毎年ではありませんが、「ブックリサイクル」を開催し、図書館で役目を終えた本や雑誌などを市民の方に有効活用していただき、限りある資源を無駄にしない取組をしています。今後さらに内容を充実していきたいと考えています。

教育長（松村光洋）

その他よろしいでしょうか。

以上で、本日本日予定しておりました日程は、全て終了しました。これをもちまして、本日の会議を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

< 午前11時18分 閉会 >